（改正）

野びるの会会則

第１章　総　則

第　１条　本会は、弘前大学医療技術短期大学部理学療法学科・弘前大学医学部保健学科理学療法学専攻同窓会とする。
第　２条　本会の名称を、野びるの会とする。
第　３条　本会は、会員相互の親睦を図り、弘前大学医学部保健学科理学療法学専攻の隆盛に貢献することを目的とする。
第　４条　本会の事務局は、会長がこれを定める。

第２章　会　員

第　５条　本会会員は、次の資格を有する者とする。
１．弘前大学医療技術短期大学部理学療法学科を卒業したものならびに弘前大学医学部保健学科理学療法学専攻を卒業したものは正会員としての資格を有する。
２．弘前大学医学部保健学科理学療法学専攻に在学している者は準会員としての資格を有する。
第　６条　正会員は、卒業時に入会届を提出し、終身会費として 6,000 円を納入しなければならない。

第３章　事　業

第　７条　本会は会則の目的にのっとり、概ね次の事業を行う。
１.「野びるの会」ホームページの管理・運営
２．ホームページへの広報掲載
３．会員名簿の保管
４．総会で決定された事業
４．会員の慶弔に関わる事項

第４章　役　員

第　８条　本会に次の役員をおき、役員会を構成する。
会　長　１名
副会長　１名
理　事　４名
第　９条　役員は、総会において正会員の中から選出される。
第１０条　役員の任務は、次の通りとする。
会　長：本会を代表し、会務を処理する。
副会長：会長を補佐し、会長の支障のある場合は、これを替わる。
理　事：総会の議決に基づいて、会務を執行する。
第１１条　役員会は、本会事業を立案、運営する。
第１２条　役員の任期は２年とする。

第５章　総　会

第１３条　本会は、最高議決機関として総会を設ける。
第１４条　総会は、正会員をもって、構成される。
第１５条　総会は、会長がこれを招集する。定期総会は、毎年１回招集し、役員会が必要と認めた場合は、臨時総会を招集できる。
第１６条　総会は、その運営にあたり、議長を選出する。
第１７条　総会における決議は、出席者の過半数をもって成立する。ただし、会則の改廃については、出席者の３分の２以上をもって、成立する。
第１８条　総会において処理する事項は次の通りとする。
１．事業に関する事項
２．予決算に関する事項
３．その他必要な事項

第６章　会　計

第１９条　本会の会計年度は、３月１日に始まり、翌年の２月末日に終わる。
第２０条　本会の経費は、会費その他をもってこれにあてる。
第２１条　本会は会計監査委員２名をおき、総会において正会員の中から選出する。任期は２年とする。

第７章　雑　則

第２２条　役員及び会計監査委員は、着任を４月１日とし、翌々年の３月末日で任期満了とする。

付　則
この会則は、平成２６年２月８日から施行する。
昭和５８年　４月　１日制定
昭和５９年　３月１９日改正
昭和６３年　２月２７日改正
平成　３年　２月２３日改正
平成　４年１１月２２日改正
平成　５年　３月　１日改正
平成１３年　３月　１日改正
平成２２年　３月　８日改正
平成２６年　２月　７日改正